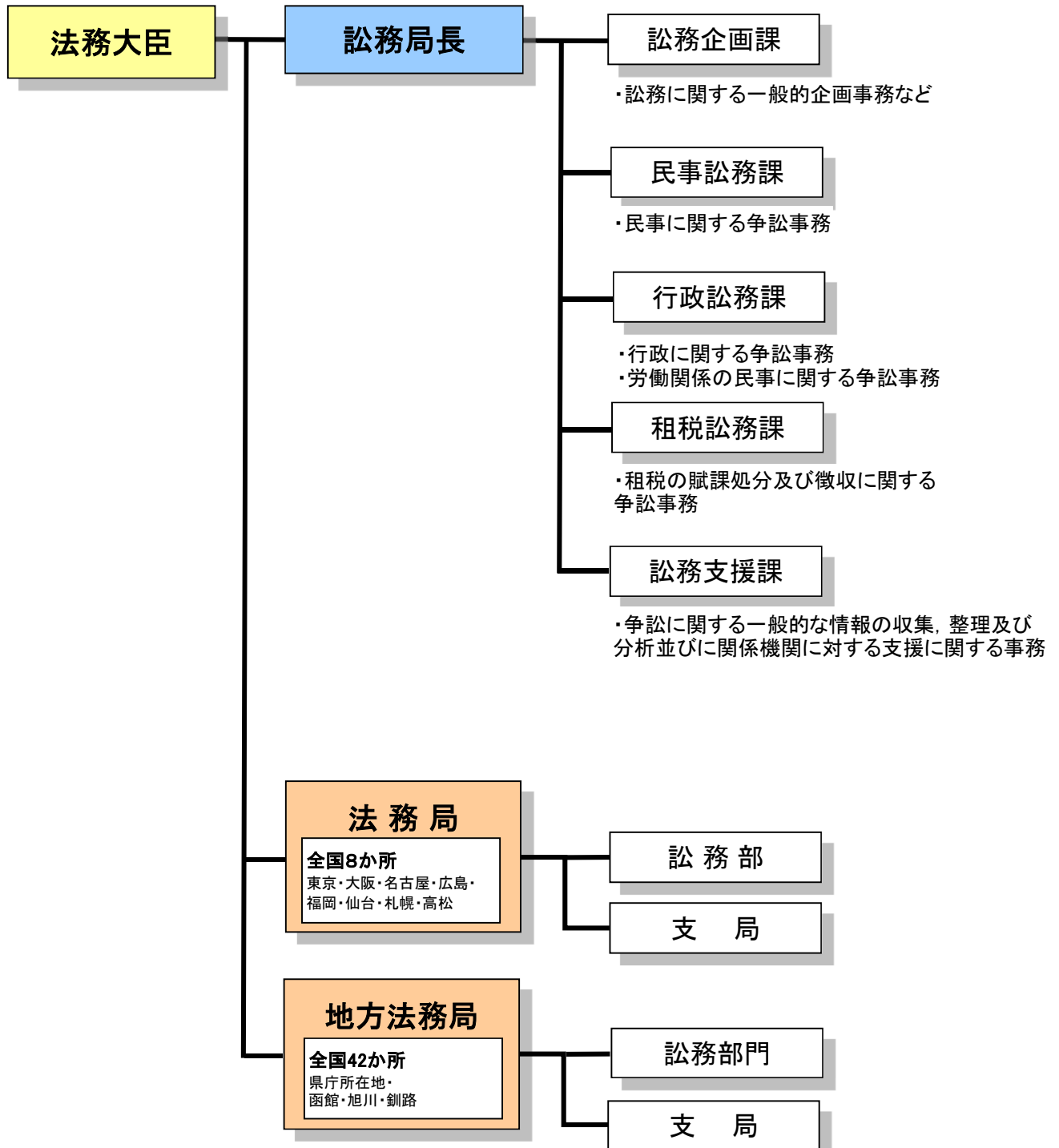


訟務の組織は、法務大臣を頂点として、法務省に置かれている訟務局と、地方実施機関としての法務局・地方法務局によって構成されています。



※法務局・地方法務局は、その管轄区域内の裁判所が取り扱い、又は取り扱うべき事件の処理を担当するものとされています。